

# 近世中期村社会における由緒の形成と寺院

齋藤悦正

はじめに

本稿は、村の秩序と由緒をめぐる問題を村の寺院の関わりとともに検討し、寺院の持つ社会的な機能の一端を考察することを目的とする。

由緒に関する研究は、これまでに多くの蓄積と成果がある。<sup>①</sup>特にそのなかで、寺社が由緒の形成や維持に重要な役割を果たしていた点は、大友一雄氏・泉正人氏・井上攻氏らにより既に指摘されている。<sup>②</sup>ここでは、由緒の証拠書類が地域の寺院に保管管理された点や、戦国大名「旧臣」にゆかりのある寺社が、「旧臣」の組織化に関わった点などが示されている。しかし、村や地域社会のなかで表明され

近世中期村社会における由緒の形成と寺院

ていく由緒と、それらをふくめた村と寺院の社会的なつながりについては、さらに深められる余地があるかと考える。

筆者は先に、村の秩序や家格の問題と寺院との関係について、寺院の住持選定や施設維持、祠堂金運用の事例のなかから、村の秩序維持との関わりを検討したが、<sup>③</sup>小稿では村での由緒をめぐり、その形成の契機やその過程、これにかかわる村の寺院の動向を考察したい。具体的には、近世社会において由緒の語られる画期として指摘されている享保期に焦点を当て、<sup>④</sup>下野国都賀郡藤岡村（現、栃木県下都賀郡藤岡町）での格式出入りを手掛かりにそこで生成された秩序と由緒を検討する。

藤岡村は、下野国の最南部にある渡良瀬川に面した村で、この川を境に上野国邑楽郡と接していた。渡良瀬川（旧渡

良瀬川)の他に巴波川<sup>うずま</sup>・赤間沼などの水場に囲まれているため、村内には堤が各所にあったが、水害に見舞われやすく、また田畑は窪地に多いため多雨の年には水腐れとなることが多かった。近世前期においては古河藩領であったが、正徳二(一七一一)年に幕領に編入され、延享三(一七四六)年以後は幕領と旗本藪氏知行所の相給となった。村内には、旧渡良瀬川に面した舌状台地上に中世の藤岡城の遺構があり、本稿で取り上げる由緒はこれに関わるものである。村高は、寛文四(一六六四)年時の古河藩土井氏時代で九六七石余、のち正徳期に一一四七石余となった(のちの藪氏知行地分は三〇二石)。寛延四(一七五二)年時の百姓家数は二八七軒<sup>(5)</sup>。また脇往還にあたっているため、村内に問屋場が設置されており、藤岡宿とも称された。寛政六(一七九四)年から文化期まで、村内には藤岡陣屋が設置されており、その間代官岸本武太夫や子の武八が出張し下野の幕領支配の一拠点ともなっていた。

## 一 享保期の藤岡地域

### (一) 村方格式出入り

享保一九(一七三五)年十一月三日付で、代官鈴木平十郎<sup>(6)</sup>から藤岡村名主以下惣百姓宛に言い渡された書付による

と、同年はじめから村内で格式をめぐる出入りが発生し、それに関連して村方の百姓らがさまざまな行動を取っていたことがわかる<sup>(7)</sup>。

其方共於村方、去ル二月中神事仏事等之儀ニ付、格式相立拒候義ニ付、出入一件種々内濟掛合も有之候処、熟談不整、六月中年寄紋左衛門及出訴候処、銘々呼出シ申渡候

一 百姓之内名字ヲ以格式雖拒振、百姓表向苗字不相成、着服等之事者、格別之儀ニ而、今般沙汰ニ不及、強而吟味相願候者全心得違、御時節柄も不弁始末、殊ニ御公用御役所拘り筋ニ無之神事・仏事等之儀ニ候得者、双方共致心用、最初より申談御触も相守候ハ、及出入ニも候程之義者有之間敷、双方共不行届不念之至り、急度御咎メも可被仰付処、願人紋左衛門外格別の義ニ而御宥予ヲ以、無其義申渡条、銘々先祖之儀迄遂吟味候処、無証拠申候、前迄者双方共難取用御水帳表案内人其村百姓可為長事候得共、当時勤役外新古百姓之無差別、村内一統平和可相守事

一 願人年寄紋左衛門、古来百姓分孫右衛門外三拾五人、由緒書奥書印形可致迎、六月中慈福院呼寄取集、無其儀字藤沼と申所持参、紛乱いたし候段、旁以不当之至り、不埒ニ付役議召放候

一年寄茂左衛門義、檀頭同様之法名雖望、右者不相成、其村郷例者居士・大姉号之法名者一寺檀頭耆人ニ限たる事、外於致免許者其住僧為無念、同人先祖石仏場所替為致度、繁桂寺心海訴出候処、年来立置候石仏今更場所替申度与申儀、先祖之寺法背、不埒至り、出訴之趣不及沙汰

一年寄藤兵衛・角右衛門・市左衛門・藤右衛門義、御水帳表先祖銘々案内人与印置候段相違無之間、神事等先規之通り可相勤事

一名主忠左衛門・惣兵衛義、水帳表由緒有之、先領主代之郷土有之間相糺し候処、相違無之趣、任先規鎮守祭礼為休役共、可出席勤神事、仏事等外奢たる義有之間敷事

右条々村内一統江此旨申通、神事仏事等之節者村役人共心附致心用重百姓申合、御世話致事軽ク可取計、以来共郷例不相背様、可取斗もの也

これは、代官が藤岡村の名主二名・年寄六名・百姓四名と禅宗繁桂寺と真言宗慈福院を呼び出し申し渡したものである。当一件の内容と申し渡しなどの要点は、次のようになろう。すなわち、①享保一九年二月に神事仏事にかかわる格式出入りが発生し、内済により処理しようとしたが熟談とならず、同年六月に年寄紋左衛門が出訴し、関係者が

代官に召喚され、この内容が言い渡されたこと。②百姓たちの中に名字を名乗り従来の格式に変更を迫る動きがあったこと。③代官側が銘々の先祖を吟味したが、主張を裏付ける証拠がないこと。従って主張は認められず、勤役以外の百姓は新古の別なく、村内一統の平穩を保つよう命じられたこと。④出訴した年寄紋左衛門と古来百姓孫右衛門ら三五人は、「由緒書奥書印形」をするためとして、六月に村内菩提寺の一つ慈福院を呼寄せてそれらを取集めたが、村内の藤沼という場所で紛乱させた。この廉で紋左衛門は役義召放ちとなった。⑤年寄茂左衛門は、檀頭に限られた法名（居士・大姉号）の獲得を願ひ、墓所の場所替えをも行おうとした。⑥年寄藤兵衛・角右衛門ら四名は、先祖が検地案内人であったことが認められ、神事など従来通りの役勤めの追認をうけた。⑦名主忠左衛門・惣兵衛の二名は、「先領主代之郷土」との由緒が間違いないとして祭礼や神事の役勤めが認められた。

代官は、当一件が「御公用御役所」に関わるものでもなく、神事・仏事等の件であり、本来互いに心を用い、出入にするべきものではないとの立場を示し、格別の「御宥予」により年寄の役儀召放ちのほかは、さしたる咎めをせず、解決させている。しかし、この時村にとっては、吟味の末に、由緒が代官により追認された部分と、認めなかった部

分が明白となる結果となった。つまり、多くの百姓達の主張しようとした由緒に関しては証拠がないものとして処理され、一方で年寄藤兵衛や名主達の由緒については、それぞれ証拠があるものとして、改めて領主の追認を得た形となった。この時、領主が由緒を認める根拠は、水帳（検地帳）における記載にあった。名主と一部の年寄らについては、領主からも由緒の存在を確認されたが、それ以外の「新古百姓」は証拠のないものとして認められず、「村方一統平和可相守」と命じられたにとどまっている。従って、村内の格式出入りの発生した原因を根本から解決するものにはならなかった。村側ではなおも村内で百姓らが相互に了解しうる格式を明示する必要があったのである。

(二)「村方規矩連判帳」の成立

代官からの申し渡しと同月の享保一九年一月、藤岡村では「村方規矩連判帳」（以下「規矩連判帳」という書付が作成された。これは、村方の百姓らの家格を明示し、村方の者で連判したとされる書付である。正本の所在が未確認で、今日周辺村々で散見される写本に頼らざるをえないが、中でも筆写内容の比較的良好なものから考えたい。この帳面の前半部分には、「規矩連判帳」作成に至った経緯について次のように言及している。<sup>(8)</sup>

村内規矩連印之事

一当村方之儀者茂呂彈正様与申古城跡御座候得共、書物等之証拠無之ニ付、慥ニ相知レ不申、当村惣御檢地与申者、文禄二癸巳年伊奈備前守様御檢地、元和九年癸亥九月古河御城主永井信濃守様御檢地、寛文四甲辰年・同五乙巳年土井大炊頭様之御檢地、是迄ニ三度御座候、其後追々同十庚戌年御檢地御繩入、天和三癸亥年堀田筑前守様御檢地、文禄八乙亥年松平伊豆守様御檢地、同十二卯年御同人様御檢地、同十三辰年御同人様御檢地、宝永四亥年・同五子年御同人様、正徳元卯年・同二辰年御同人様御檢地、当御蔵入御水帳十八冊、外ニ名寄書上帳三冊、古御水帳三冊、高合千百四拾七石四斗四升七合、此反別式百四拾九町式反式畝廿六歩与相定候、寺院并ニ長百姓立会、銘々先祖之儀も相改候処、分明ニ御座候、元禄七甲戌年鎮守六所大明神本社拜殿建立之砌取極置、惣而順之座居相定候、尤も祝儀或者葬送之節者、当時勤役致居候者外者新古百姓之無差別村内一統被仰渡、御上様より毎度御触も御座相守候処、当二月中佐野館野より岩崎弥右衛門与申浪人参り、寺社方并百姓之内思々系図取認、村方相勤可申旨相談之上、百姓系図所持之者三拾壹人・古来之為役人与四人ノ

三拾五人所持有之処、寺院集会之上藤沼川岸ニ而火  
中いたし候、若下書等隠置、向後為相用申間敷旨、  
長百姓立会連判帳面銘々如此兩組名主江預ケ置申候、  
以上

享保十九年甲寅年

十一月

藤岡村には「茂呂弾正様与申古城跡御座候得共、書物等  
之証拠無之ニ付、慥ニ相知レ不申」と地域の歴史的経緯を  
立証する書物類がないとした上で、当村で惣検地の行われ  
た事歴を列挙している。伊奈忠次による文禄二（一五九三）  
年検地、古河領永井氏による元和九（一六二二）年の検地、  
土井氏による寛文検地など享保期に至るまでの検地の事歴  
が記されている。

また、先の格式出入りにおいて、代官から証拠がないと  
された百姓達の由緒は、寺院と長百姓の立会いのもとで改  
めが行われた結果、明白なものとなっている。既に元禄七  
（一六九四）年に村の鎮守六所大明神の本社・拝殿の建立  
に際し、村方での座順が定められていたという。そのよう  
ななか、享保一九年二月中に館野村（現、栃木県佐野市）  
から岩崎弥右衛門なる浪人が来村し、百姓らの系図を作成  
した。これにより、それまで系図を所持していた三五人の  
百姓は寺院立会のもとに集会、藤沼河岸でそれまでの系図

を焼却したという。先の申し渡しにあった藤沼で紛乱した  
との記載はこれに対応する出来事と考えられ、格式出入り  
もこの弥右衛門来村と密接な関係があったことを示してい  
る。旧来の系図を火中に入れ、弥右衛門によって作成され  
たものを今後の系図とすることを長百姓が立会の上で各自  
連判し、名主に預けているのである。

では、その取り決められた内容とはどのようなものだった  
のだろうか。右の記述に基づいて、「規矩連判帳」では村  
内の者をいくつかの家格に分割し、それぞれに属する家を  
明示している。すなわち、六所明神の祭礼時に元禄期の取  
り極め通りの扱いをうける家（六家…a）、文禄検地帳に  
先祖の名が記された家（一三家…b）、文禄年間から「古  
来百姓」とされ、元和検地で屋敷地を名請けが確認される  
家（一八家…c）、（c）の分家筋となる「古来百姓筋」と  
称される家（三六家…d）、「新名八十人組」と称された家  
（八〇家…e）などである。各家は、それぞれの居住地  
（村内の字）と名にあわせて、名字も記している。

このうち「古来百姓筋」とされた家（d）のなかには、  
弥右衛門により系図が考証され、中には先祖の伝承に誤り  
があるとして、菩提寺慈福院の過去帳で確認の上その伝承  
を否定された家があった。また由緒を証拠付けるものが不  
十分のため、従来の系図に記載された先祖の地位の修正を

うけた家もある。これらの場合には、「一同申分無御座」と村方一同の了解の上でしかるべく訂正などの処理がなされている。(d)は、元和検地以後に成立した家であり、これらの家にとって系図は古検地帳に記載されていない点を補完するための由緒表明として所持されたと考えられる。しかし、今回の改めにより、「全心得違之旨相弁、何ヶ様御取計ヲ請候とも少茂御恨申間敷善之連印証文差出候上者、一同申分無御座、後代遺失為無之、寺院并ニ長百姓一同立会連印記帳」したという。今回の格式をめぐる村内での動きが主にこのグループを中心に展開されたことを示している。八〇家の家(e)には、水呑・譜代や門前百姓、浪人の伝承をもつ者に加え、「庵主・坊主・山伏」計九人も含まれている。また、寛文期頃から享保期にかけて藤岡に他村から定着した者も含まれている。「此度以憐愍古百姓同様之突合可被申善取極」めたとあり、村内の本百姓だけでなく、零細な百姓や宗教者までも含みこんだ地域の秩序化が行われたということになる。

以上のような各家格が明示され、最後に次のような文言を記して「規矩連判帳」は終わっている。

繁桂寺

慈福院

宝光寺

龍蔵院  
正喜院  
歡喜院

右之通り村方取極相成、寺院一同印形仕候、以上

享保十九亥年

十一月

両組役場

忠左衛門殿

惣兵衛殿

繁桂寺・慈福院などの六か寺は藤岡村にある寺院である。村内にはこの他修験寺院が数か寺あるが、これらは「規矩連判帳」内の(e)に位置づけられており、六か寺は村内で残る寺院の全てである。この六か寺が村方の「取極」に際して一同連印し、両組役場(藤岡村上組・下組)の名主忠左衛門・同惣兵衛に宛てた形となっている。村内の檀那寺である繁桂寺や慈福院などは、本文中でも過去帳の確認などで度々登場し、一連の連判行為に関与していたことは明白だが、他の寺院も参加している。この点は、先の系図焼却の際にも百姓と共に寺院が集会していた点と合わせ注目したい。代官への訴訟のなかで明確に認定されなかった由緒が、この一連の出来事を踏まえて「村方取極」として決定し、また村内の寺院全てがこれに連印して取り極め内容を保証し、村名主に提出する、という行為により、藤岡村における百姓間の秩序・家格に関する共通認識が成立し

たのである。「規矩連判帳」では、まず各百姓の家の序列を規定づけるものが文禄検地帳や元和の検地帳であった。村内での地位を明示するものは、やはり公法的地位を裏付ける検地帳なのである。しかし、それに加えて村内の百姓らを秩序づける根拠となりえたものは、村内の全寺院が保証する、家の格式であったのである。

### (三) 藤岡村周辺の動向

ここで当時の藤岡村周辺の状況にも一瞥しておく必要がある。

藤岡村の西北に隣接する唯木村(只木村とも)は、古河藩領と幕領の二給の村である。村高は、五七六石。周辺には中世の城館跡などが点在する地で、天正二二(一五八四)年四月小田原北条氏と常陸佐竹氏・宇都宮氏の連合軍が三か月間にわたって対峙した沼尻合戦はこの近辺を舞台に繰り広げられたといわれ、近隣にこの時の名残を示す地名も残っている。村内六所神社別当を勤める修験盛光院は、藤岡城主茂呂又十郎に奉公していたが、主家滅亡後修験となって当地に居住したといわれており、藤岡城主に関連する由緒は当地でもみられる。<sup>(10)</sup>この唯木村で名主を務める上岡家では、享保二〇(一七三五)年同氏の名乗りをめぐる一件がおきた。

### 相渡シ申一札之事

一私共儀、此度新法ニ上岡ヲ名乗り御尋ニ預至極仕、一言之御申分ケ無御座候、重而ハ「(破損)」堅名乗り申間敷候、依之御内証ニ而御免被下過分ニ存候、自今以後堅上岡と名乗り申間鋪候、若シ此以後名乗り申候義御聞被成候ハ、何時成共御吟味可被成候、其節一言之申分ケ致シ申間敷候、此儀ニ付重而如何様之申分ケ茂仕間敷候、為後日一札仍而如件

享保二十乙卯年

唯木村

閏三月十七日

又兵衛(印)

又左衛門(印)

上岡弥吉殿<sup>(11)</sup>

同じ村の又兵衛・又左衛門が上岡氏を「新法」に名乗ったとして、これを弥吉が咎めた。しかし、今回は表沙汰にせず「内証ニ而御免」とし、以後再びそのようなことのないように一札を入れさせた。この又兵衛・又左衛門家は弥吉家の分家筋にあたる家と考えられる。享保期に一族の者が本家と同じ氏を名乗ろうとし、本家がこれを留めるという動きがあったのである。名主上岡家に伝来する系図のなかには、これとおなじ頃に成立したと考えられるものがある。享保期まで記載された系図であり、末尾には享保一二(一七二七)年に上岡弥吉と文右衛門が取調べ、同家の菩

提寺福寿院の住僧に筆記させたものとの追記がある。<sup>(12)</sup>この系図では、先祖上岡土佐が藤岡城主茂呂又十郎の配下であることを記している。なお、幕末期の覚書には、天正年間藤岡城主茂呂又次郎<sup>(マヤ)</sup>の配下であったことに加え、天正一八年藤岡城が落城したのを機に帰農土着したとの由緒を述べている。<sup>(13)</sup>これらの一札や系図からは、当該期に家の由緒に對する関心の高まりがあったこと、家の由緒から同族間において筋目を明確にする動きがあったことを見て取れよう。また、過去帳を保管する菩提寺の僧の手で系図を作成しようとしたのは、記載内容の確実さを保証させようとしたためであろう。藤岡村で「規矩連判帳」が作成される頃、唯木村でも由緒への関心を高める機会があったといえるのである。

一方、藤岡村の西隣に位置する底谷村の動向もみてみたい。底谷村は、藤岡村とともに近世前期には古河藩領となっていた村である。村内には諏訪明神という鎮守があり、その運営は名主六右衛門家（平間姓）を中心に行われていたが、寛文四（一六六四）年にこの運営をめぐる争論が発生している。従来この宮座は、名主家一門とそれに次ぐ草切りの旧家三家で占められてきた。しかし、寛文四（一六六四）年の古河藩検地で同社の除地が設定されたことを機に、除地の年貢を例年村が取り立て、正月・七月の祭礼・

神事には当番を村が定め祭礼を村で実施することを求めるようになったのである。翌五年七月、名主六右衛門が古河藩役所に訴えたことで、領主の関与するところとなった。しかし、先にみた隣村藤岡村や唯木村の名主が調停に入り、村側が六右衛門方へ詫びを入れる形で、つまり六右衛門の主張が全面的に認められた形でこの一件は解決した。<sup>(14)</sup>

この一件は、名主らがもっていた同社での特権を否定し村中の運営に変えていこうとする動向であった。古河藩検地は、神社の除地設定により神社を村で管理するべきものとの論理を与え、惣氏子による運営をもとめるきっかけとなったが、名主の主張が容れられる形で決着した。

なお、六右衛門の祖平間外記は底谷村を開発し、草分百姓として居住したと伝えられ、以後底谷村第一の経営規模を持つ旧家として代々名主を勤めた。また、菩提寺である藤岡村龍藏院の「開基巨頭」でもあった。<sup>(15)</sup>鎮守祭祀の特権もこのような経緯で有していた。

正徳期から元禄期にかけて、同家は古河藩から藤岡城主茂呂右衛門佐の二男平間外記の子孫であるとして苗字帯刀を免許され、さらに郷士に取り立てられている。<sup>(16)</sup>この後享保元（一六一六）年八月には村中相談で開発四名（平間氏と他の三家）を長百姓と定め、その以外の百姓をすべて平等に取りはからうとの取り極めがなされている。<sup>(17)</sup>同一九年



四月、諏訪明神の社殿が建立（遷宮再建）された。この時の入用覚の末尾には「せん宮座之覚」として六右衛門以下一四名の座順が記されている。<sup>(18)</sup>先述のように、藤岡村では元禄七年に六所大明神本殿の建立が村の座順を取り決める契機となっていたが、この点は底谷村でも同じであった。

社殿が一新されたことを機に、底谷村での座順があらためて確認されたと考えられる。隣村藤岡村での格式出入りが発生しているさなかで行われた社殿建立は、底谷村内の家格や秩序を再認識させる政治的な行事であった。このことを示す出来事がこの直後に発生した。同年七月にこの座順をめぐって、村内の百姓一名が名主六右衛門を訴えたのである。<sup>(19)</sup>訴状によれば、遷宮の際に大小百姓が高下なく費用を負担したにもかかわらず、名主が「手前臍尻」に一〇人の百姓を「御水帳面ニ古来之者与有之」として「座之頭」にした。そのため、「村中大小百姓無社別」く勤められるよう訴えている。<sup>(20)</sup>ここでも検地帳記載を古来の百姓である根拠としているが、惣百姓は負担が同一であることを理由に特権の否定を主張している。この訴えにより、代官鈴木平十郎は名主六右衛門に差紙を出しており、検地帳持参のうえ出頭させているが、この結末については不明である。

以上、享保一九年頃の藤岡村やその周辺村を含む地域のなかでは、百姓の秩序にかかわる問題が噴出し、従来の仕

組みを変えていこうとする動向が各所でみられた。この際、寺院が格式の決定に大きく関与しており、神社も座順という可視的な序列を村内の者に示す機会を提供した。宗教的な施設が村での秩序をめぐる諸問題に関わっていたのである。

これらには、当然ながら当該期までの小農の経済的成長をもとに、村の諸運営に参画しようとする動きが活発となるなど、社会構造の大きな変化が背景にあった。これまでも指摘されている通り、享保期はこのような社会状況と家意識の高まり、由緒への関心を生み出す一画期となっていた。藤岡村では、そのような問題に対して「規矩連判帳」を作成することで、合意を形成し一応の解消をみたのである。

## 二 由緒の伝達と定着

### (一) 藤岡村の由緒

つぎに、当地の由緒の中でも度々登場する茂呂氏について触れておきたい。茂呂氏は、戦国期に藤岡城に拠って藤岡一帯を支配した一族である。天正期には藤岡周辺を領していたことが知られ、当時の当主茂呂弾正（泰時）は後北条氏の配下となっていた。しかし子の亦（又）十郎の時豊

臣秀吉の小田原攻略により、藤岡城も落城している。茂呂氏の藤岡での動向は、史料の制約から十分には知りえない現状であり、今後の研究のまたれるところであるが、<sup>(21)</sup>藤岡落城後は結城秀康に仕官したとも、<sup>(22)</sup>常陸国佐竹氏に仕え、のち同氏の秋田転封に従ったともいわれている。結城氏に仕官した茂呂氏の経過は不明点が多いものの、同氏の越前転封後成立した家臣の系譜書上には、結城以来の家臣の中に皆川氏などと共に茂呂氏がいることを記しており、当茂呂氏との関係をうかがわせている。<sup>(23)</sup>一方秋田藩士の茂呂氏は、藤岡城主であった伝承をもっている。元禄一〇（一六九六）年に秋田藩では『佐竹家譜』の編纂を開始しているが、この時同時に家臣の系図・古文書等の調査蒐集も行っている。「元禄家伝文書」がそれである。このうち藩士の茂呂氏が元禄一二年に提出した「茂呂氏系図」によると、同家の先祖とする茂呂弾正忠泰時は下野国都賀郡の藤岡城主である。北条氏直に従い、天正一八（一五九〇）年亦十郎の代に北条氏滅亡と共に藤岡城も落城したと伝えている。天正期に茂呂氏が藤岡城と深い関わりを持っていたこと、そしてその茂呂氏が近世では佐竹家の家臣として秋田で存続していたことを示している。<sup>(24)</sup>

近世において藤岡では、茂呂弾正の事績を含めた同地の由緒を記す「藤岡記録」（ないし「藤岡代々記録」）と題さ

れた記録が近辺に広く流布している。<sup>(25)</sup>成立年代は未詳である。これらには、茂呂弾正以前に藤岡佐渡守（清房）が藤岡城主として当地を支配していたことなどが記されている。すなわち、藤岡清房が佐野城主佐野氏との不和がもとで、清房以下妻（佐野昌綱女）や侍女らが自害して藤岡城は落城、子又次郎は幼少のため皆川氏に預けられ、代わりに北条氏直の意をうけた清房の家臣茂呂弾正が藤岡を支配したというものである。この時に藤岡氏家臣の多くが転出し浪人したが、茂呂弾正も北条氏と共にほどなく滅亡すると、のち一部の者が藤岡に立ち帰ったという。また、天正二〇年佐野房綱（天徳寺了伯）が石田三成宛で藤岡氏の旧臣名や居所を調べ提出したとされる写や、藤岡清房とともに自害した家老や侍女一名などの名や葬地も記載する。<sup>(26)</sup>これらの記述内容については、今後の検討を要する点もある。<sup>(27)</sup>当記録の成立・流布には、「規矩連判帳」成立に大きな役割を果たした、先の浪人岩崎弥右衛門が関わっていた。

## （二）岩崎弥右衛門

「藤岡記録」中の戦国期以来の記事は、「藤岡代々記録」を所持する岩崎城主佐野弥三郎が慶長一一（一六〇六）年に記したとされる。<sup>(28)</sup>この佐野弥三郎の末裔と称するのが浪人岩崎弥右衛門である。弥右衛門については未詳な点が多

いが、佐野房綱より佐野氏に関わる記録類や系図を継承したという一族岩崎吉十郎（佐野久長、弥三郎、弥右衛門とも）以来、佐野氏改易後も佐野氏の由緒を代々傳承し、蒐集・著述してきた者であった。<sup>(29)</sup> 佐野家に関わる史料は今日「佐野家関係傳承文書」と称されている。<sup>(30)</sup> これらは、岩崎弥右衛門の所持した史料を後年筆写して傳來したものなどから成っている。<sup>(31)</sup> この文書群の主要な部分を構成する蓼沼文書には、『藤岡記録』の記述内容と対応する「藤岡佐渡守之事并系図 附家臣人名」<sup>(32)</sup> などがあり、この史料の末尾には、「右此一卷藤岡村繁桂寺江三月十五日伝置」との付記がある。また、藤岡に存する『藤岡記録』中の一節でも、享保一九年正月に岩崎弥右衛門が「藤岡繁桂寺御納所」宛で出したと書付があり、「右三通（筆者注：『藤岡記録』収載の書付）之書物、書面之通相違無御座候、若相違与申者有之候ハ、拙者罷出急度相改可申候」と記されている。<sup>(33)</sup> これらの点から、弥右衛門の所持していた佐野氏の記録が、藤岡で流布する『藤岡記録』のもととなったと考えられること、<sup>(34)</sup> 藤岡村に対してはまず繁桂寺に伝えられていたこと、弥右衛門は自らもたらした由緒が正統なものであると強く主張していたことを指摘できよう。

岩崎弥右衛門が享保期に藤岡に来村した理由や経緯については未詳とせざるを得ないが、<sup>(35)</sup> 弥右衛門は、藤岡のそれ

までの由緒を考証・修正し、藤沼河岸で従来の由緒を完全に消滅させた。これをもとに「規矩連判帳」が成立し村方百姓の格式序列を確定させていく結果となった。藤岡の百姓らを中心に一定の歴史意識を根付かせたのである。

また、弥右衛門の情報が藤岡に伝えられた際、寺が直接的な伝達の相手となっていることにも注目したい。これは特に繁桂寺が藤岡氏や茂呂氏関係者の墓所を有するゆかりの寺である点にも留意しなくてはならないが、諸寺院の連印が「規矩連判帳」成立に大きな意味を持っていたことを考えれば、当時の寺院側の動向も考察の対象とされるべきであろう。これらの点を以下で検討したい。

### 三 寺院の活動

#### (一) 寺院の記録

藤岡村には、近世を通じて曹洞宗繁桂寺、真言宗慈福院、同宗宝光寺、同宗龍藏院、同宗正喜院、同宗歛喜院などの寺が存在したことは先述した通りである。<sup>(36)</sup> 先の「規矩連判帳」では、修験を除いた六か寺が連印していた。本来これらの寺院全てについて言及すべきであるが、史料上の制約もあるため、<sup>(37)</sup> ここでは特に村の由緒とも大きく関わっていた繁桂寺の当該期の動向についてみていきたい。

繁桂寺（山号潜龍山）の創建は、一二世紀久安年間にさかのぼるといわれる。当初は真言宗であったが、のち戦国期に藤岡村の北方都賀郡榎本村（現、大平町）大中寺の末寺となり曹洞宗に改宗し、大中寺の無学和尚が開山した。開山時は他の地にあったが、八世別伝（寛永六年遷化）の時代に藤岡村新町に移転してきたという<sup>(38)</sup>。この別伝は、時の古河領主小笠原秀政の帰依を受け、後年中興開山となっている。近世初期には朱印地一〇石を与えられていたが、古河藩領時代になり、一五石が与えられていた（同村慈福院は七石）<sup>(39)</sup>。慈福院などと共に藤岡村を中心に周辺の百姓らの菩提寺として位置づけられた寺院である。繁桂寺の寺域は、享保期では境内六一三三坪、地神社地九五〇坪・弁天敷地九〇坪の計七二七三坪あり、百姓作の田地七八五坪・萱場二一六九坪・寺の自作地四六七三坪からなる寺領を有していた<sup>(40)</sup>。

天和二（一六八二）年、繁桂寺が社方に提出した本寺・寺領・開基に関する覚書写では、開基は「藤岡之城主茂呂弾正殿」で、これを証拠付ける「天正五年之石塔」もあるものの、「以前依殿堂炎滅、由緒焼亡」と記録上過去に辿れるものが少なかったことを述べている<sup>(41)</sup>。このようななかで享保期に岩崎弥右衛門が所持する記録類が藤岡地域にもたらされたのである。「藤岡代々記録、下野岩崎之城主佐

野弥三郎方ニ所持之者也<sup>(42)</sup>」と繁桂寺側も記録しているように、繁桂寺において弥右衛門の情報は、結果としてそれまで記録の乏しかった寺の由緒を補完することになったのである。当時の繁桂寺住持は越正であった<sup>(43)</sup>。

「規矩連判帳」作成の二か月前、これに対応するものと考えられる「俗祖代々留帳」が作成されている。これは繁桂寺に伝来する豎帳で、表紙に藤岡村中が享保一九年九月に改めたとあり「文禄二年ヨリ享保十九年マテ」とも記している<sup>(44)</sup>。「規矩連判帳」作成に先立って村内の者の来歴などが改められたものである。内容は、文禄検地の行われた文禄二年から享保一九年時までの間、藤岡村内の一六の字別に計三四八家の代々の名を記したもので、分地や別家した家についても記載している。この記録には、すべての家に名字が付され本家分家関係も明記されている。たとえば、

- a 藤岡佐渡守家臣、天正年中当所へ立帰し申候、屋敷五畝式十二歩  
文禄名 元和名 寛永名 元禄名  
 一 大塚淡路 子淡路 子加左衛門 子甚之丞 子四  
八年名 享保名  
 郎兵衛 子藤兵衛 直右衛門
- b 仲町忠左衛門弟、万治二年八月別家ス、屋敷壹反壹畝十八歩  
 一 酒井甚兵衛 子藤右衛門 子郷助 子藤右衛門

と記され、先祖の名や本分家の別、分家時の初代、屋敷地の広さなど享保期までの当主名などを示している。「俗祖」

という名称の通り、法名ではなく俗名を記しているこの史料は、過去帳などで寺院側が持っている先祖名に関する情報と、検地帳に記載された屋敷地反別・名請人名や分地・別家の関係など村役人が把握していた情報、さらに岩崎弥右衛門に確証付けられた由緒の情報の三者が一体となったものということができる。「規矩連判帳」の正本は、名主の許に預けられ、一方繁桂寺側には「藤岡村中」で作成されたこのような各戸の情報が、保存されているのである。

## (二) 繁桂寺の引寺運動

繁桂寺にとって享保期はまた寺経営の面からも重要な時期でもあった。藤岡村から東方に黒田新田村（現、間々田町）がある。この村は享保期に開発され成立した新田村で、藤岡村出身の彦治郎（福地姓）が開発を主導したこともあり、入植した百姓には藤岡村の出身者が多かった。しかし、立村当時黒田新田には寺院がなく、寺請を依頼する寺院は、依然各百姓の出身村の菩提寺（藤岡村繁桂寺など）であった。新開地での生活が定着するにつれ、菩提寺が遠方では宗旨改めや葬祭などで村人が難儀することが多くなってきた。そのため、村の百姓は一同で寺院を村内に創建したいとの願いをもつにいたった。<sup>(45)</sup>名主となった彦治郎らは、繁桂寺に願い、ともに諸方に奔走し、黒田新田村に繁桂寺の

末寺を新設するという運動を始めた。しかし、当時新規寺院の創建は原則として禁止されていたため、近在の寺院で名跡を譲り受けることのできる寺院をさがし出し、その寺院を引寺することになった。

折しも、上野国邑楽郡羽付村（現、館林市）普濟寺の墓域には棲鳳寺という末院があったが、財産や檀那もなく、長い間無住となっており、寺の相続自体が困難な状況にあった。彦次郎らはこの寺院の存在を知り、新田村の菩提寺として引寺する運動を開始した。<sup>(46)</sup>享保一八年（一七三三）、棲鳳寺の本寺普濟寺から寺譲り請けの約諾をえて、翌十九年九月には繁桂寺越正が出府した。普濟寺の本寺双林寺、関東三か寺など曹洞宗の役寺のほか、寺社奉行所や黒田新田の代官八木清五郎役所、勘定奉行所など多くの関係者への願い出や働きかけなどを行っている。その間黒田新田の支配代官所から寺社奉行所への通達が円滑にいかず、勘定奉行からの働きかけを求めようとしたり、代官の祈願所の寺院に運動するなど政治的な仕事を重ねた。そして享保二〇年正月、黒田新田名主宛で繁桂寺越正が寺を開基した旨を示す証文を村側に差し出すことをもって運動は成功した。<sup>(48)</sup>この新寺院は菩提院と名付けられ、村側の要請もあって越正の徒弟以中を住職とした。

村方では、格式出入りから「俗祖代々留帳」・「規矩連判

帳」作成までの一連の出来事がおこっている中で、繁桂寺は末寺の創立のための運動を同時期に展開し成功していたのである。末寺の設立は、繁桂寺の経営拡大を意味しようし、藤岡村内外での権威的な地位の向上にも繋がる行為だったといえる。

しかし、繁桂寺越正の活動は、これだけに終始しなかった。「享保十九寅年佐渡守年廻(忌)之節、繁桂寺殿与送号、潜龍院送号、則十五世越正和尚代」とあるように、<sup>49</sup>繁桂寺に葬られていると伝える藤岡佐渡守とその妻に、それぞれ「繁桂寺殿」「潜龍院」の寺号・院号を贈り、さらに同年寺境内に佐渡守夫妻の供養碑を建立した。岩崎弥右衛門により示された「藤岡代々記録」(「藤岡記録」)は、寺の由緒を整備することにもなり、従来以上に由緒を強く打ち出すことになったのである。佐渡守夫妻の追号と供養碑建立は、村人に対しても地域の歴史意識を高めさせ、秩序を支える由緒を象徴的に顕在化させたといえる。享保一九年は、藤岡地域において寺と村の歴史を共に明瞭にする年でもあったのである。

### おわりに

当該期の藤岡村をとりまく地域は、他地域と同様村の格

式や由緒をめぐる関心が高まる時期であった。そこで発生した格式出入りに対し、領主の対応は検地帳での記載を根拠に名主や一部の年寄などの格式を認めるに止まっていた。そこで村側は、村外の者からもたらされた由緒を利用しながら、「規矩連判帳」に結実する村独自の秩序化をおこなった。領主が立ち入らなかった、村内部の格式の問題を、藤岡村では共通の地域由緒を練り上げ、これをふまえて秩序立て、解決していった。その際、村の取り極め内容を保証したのが地域の諸寺院であった。村内の寺院は、檀家となっている村内各家の先祖名など過去の情報を把握し、それに立脚した格式を証明する施設でもあった。

それらの寺の中でも繁桂寺は、「規矩連判帳」成立と同時期に末寺の引寺運動を成功させながら、寺経営の拡大も遂げ、寺の由緒を従来以上に明確にする機会を得た。藤岡城主ゆかりの寺としてあらたに建立した、記念碑ともいえる城主夫妻の供養碑と共に、藤岡地域の歴史を体現する寺ともなっていたのである。ここでの由緒は「規矩連判帳」の根幹であり、村秩序を支えるものでもあった。寺は、地域由緒の生成にかかわり、その正統性を担保し、地域内での新たな権威を示すことになったのである。

今回検討した由緒は、藤岡村が領主に対し他村との差別化を求めたものでも、周囲の村に対して優越性を表明した

ものでもなく、村内部の秩序維持に関わる内向きのものとして形成された。しかし、この後当地域では幕末にかけて、「藤岡記録」筆写の機会が増加し、その流布範囲は周辺諸村へ拡大している。この間に藤岡の由緒が外向きのそれへ転換したことをうかがわせる。「藤岡記録」の流布は、享保期以後の地域の歴史意識の高まりとその質的变化などを示すものといえようが、これらの点の検討は今後の課題としたい。

## 註

(1) 大友一雄・井上攻・山本英二各氏をはじめとし、儀礼や献上行為、諸役免除、旧臣、地域の歴史意識ほか多岐にわたる視角で研究され、豊かな成果を出している。井上攻氏は、『由緒書と近世の村社会』（大河書房、二〇〇三年）の「序論」において、近年までの由緒論の研究史をまとめている。

(2) 大友一雄「近世社会における文書管理と文書認識」、『史料館研究紀要』二三三、一九九二年、のち『日本近世国家の権威と儀礼』、吉川弘文館、一九九九年に所収）、泉正人「近世における戦国大名旧臣の結合―下野国壬生氏旧臣と常楽寺・雄琴神社―」（民衆史研究会編『民衆史研究の視点』三一書房、一九九七年）、井上攻「宇都宮氏『旧臣』の村」（『地域史研究と歴史教育』熊本出版文化会館、一九

近世中期村社会における由緒の形成と寺院

九八年、のち前掲井上氏著書に所収）など。

(3) 拙稿「地域寺院と村秩序」（『史料館研究紀要』三四、二〇〇三年）。

(4) 久留島浩「村が『由緒』を語るとき」（久留島浩・吉田伸之編『近世の社会集団』山川出版社、一九九五年）など。

(5) 寛延四年「下野国都賀郡藤岡村指出明細帳」（『藤岡町史』資料編近世、三〇二頁。以下、『藤岡町史』は『町史』と略）。

(6) 鈴木正誠。享保五年より代官（『新訂寛政重修諸家譜』第二一、三六一頁）。なお、「藤岡城主領主御料所地頭御代」（飯塚伊作家文書四七号）では、年貢割付状から当地での代官は享保一四年から二〇年までであったとしている。

(7) 「市場取極連判以下写」の内、享保一九年「申渡条々」（加藤正夫家文書一二四号）。

(8) 享保一九年「村方規矩連判帳」（加藤正夫家文書一二一・一二二・一二三・一二四号）。

(9) 同右。

(10) 年欠「返答書」（上岡民一家文書八六一号）。

(11) 享保二〇年「相渡申一札之事」（上岡民一家文書八七六号）。

(12) 享保二二年「上岡家系図書」（上岡民一家文書二六五号）。

(13) 安政二年「覚」（上岡民一家文書二〇三号）。

(14) 寛文五年「乍恐以書付奉願上候」（平間恒男家文書一四三号）、同年「奉指上済口一札之事」（同家文書一五八号）、『町史』資料編近世九〇・九一。

- (15) 天保三年「覚」(平間恒男家文書一九五号)など。
- (16) 正徳三年「申渡」(平間恒男家文書一八一号)、年欠「申渡」(同家文書一八二号)、『町史』通史編後編、一〇頁。
- (17) 享保元年「惣百姓連印帳」(平間恒男文書一五三号)。百姓五六名が連印し、六右衛門宛に出している。
- (18) 享保一九年「諏訪之宮建立覚」(平間恒男文書一五一号)。
- (19) 享保一九年「乍恐以書付御訴訟申上候」(平間恒男文書一六八号)。
- (20) 同右。
- (21) 『町史』資料編中世、同通史編前編。
- (22) 後述の「藤岡記録」(加藤正夫家文書二一九号)など。
- (23) 『町史』通史編後編、一〇頁。
- (24) 『町史』資料編古代・中世二八一頁、同通史編前編二八七～二九二頁。
- (25) 年欠「藤岡記録」(加藤正夫家文書二一九号、安政四年一二月筆写、『町史』資料編近世九三所収)。ほかに「藤岡代々記録」(飯塚伊作家文書三四号)、「藤岡佐渡守記録帳」(繁桂寺文書C八号)、「藤岡佐渡守代々記録」(赤坂敏夫家文書三号)など旧藤岡村だけでなく周辺村にも流布している。
- (26) 『町史』通史編後編一三六頁では、「藤岡記録」の記述内容を七つに分類し整理している。
- (27) 『町史』通史編前編二八一頁、同通史編後編一三六～一四〇頁。
- (28) 前掲「藤岡記録」。なお、岩崎城は現田沼町岩崎にあつた中世の城館である。
- (29) 岩崎昭行編『続安蘇郡岩崎村』によれば、明暦期に吉十郎は没しているため、ここでの弥右衛門はその後の世代と思われる。京谷博次氏のご教示による。
- (30) 『田沼町史』資料編二、四九二頁。
- (31) 『田沼町史』資料編三では、この文書群の各史料の中世における記述については疑わしいものが多いとしている。本稿では、記述内容に即した検討はまずおき、近世においてこのような記録が伝承・編集されてきた経緯や意味に検討の中心をおきたい。
- (32) 蓼沼荘治家文書三三三号。
- (33) 前掲「藤岡記録」(加藤正夫家文書二一九号)。
- (34) 『町史』通史編後編、一三六頁。
- (35) 弥右衛門の作成と推定されている「館野村年代記」(『田沼町史』資料編三、二八三頁)には、享保五(一六二〇)年に佐野盛綱二百年忌法要が行われ、佐野氏旧臣一同が集会し墓参していること、翌六年には村内百姓に居士号をつけたことをめぐり、許可した寺院と弥右衛門との間で出入りとなっているほか、同八年には宮建立のための麦代金勘定に関する出入りが起こり、弥右衛門が当事者となっている点が述べられている。弥右衛門の周辺で、その地位にかかわる変化があったと推測されるが、当記録は内容上検討の余地のある史料でもある(京谷博次氏のご教示による)。弥右衛門にとって、自らの示す由緒が他地域で浸透することとは、佐野氏由緒が一般性を帯び周知され、信頼性を高め



ることになったと考えられる。

- (36) 寛延四年「下野国都賀郡藤岡村指出明細帳」(『町史』資料編近世、三〇二頁)。

- (37) 六か寺のうち、龍蔵院・正喜院はそれぞれ寺領四石を、歎喜院は除地約八反を有していたが、三か寺ともに明治期に順次慈福院に吸収され、今日存在しない(『町史』資料編古代・中世、四九二頁)。

- (38) 『町史』資料編古代・中世、四九二頁。

- (39) 年欠「古河之内神社免」(繁桂寺文書二一七号)。

- (40) 元文五年「総括図地志」(繁桂寺文書A三号)。

- (41) 天和二年「覚」(繁桂寺文書チ一四号)。

- (42) 年欠「藤岡佐渡守記録帳」(繁桂寺文書C八号)。

- (43) 繁桂寺第十五世覚岸越正大和尚(元文二年没)(『地誌編輯取調書』、繁桂寺文書B一四号)。

- (44) 享保一九年「俗祖代々留帳」(繁桂寺文書B三九号)。

- (45) 享保一九年「相渡申寺預一札」(繁桂寺文書へ四号)。

- (46) 同右、享保一九年「讓証文之事」(繁桂寺文書へ七号)。

- (47) 享保二〇年「開基証契之事」(繁桂寺文書へ一号)。

- (48) 「黒田引寺願大略日記」(繁桂寺文書B一五号)、五月女昇始「繁桂寺末・菩提院開山・開基の由来」(『藤岡史談』三、一九九七年)、同「黒田引寺願大略日記」(『藤岡史談』五、一九九九年)。

- (49) 「古今寺法伝来記録明治改書記録」(繁桂寺文書C七号)。

〔付記〕本稿は、栃木県藤岡町での町史編纂事業の成果をもとに作成したものである。史料所蔵者の方々をはじめ、藤岡町生涯教育課(藤岡町史編さん室)の皆様には、史料の使用や教示など御世話になった。ここに記して謝意を表したい。